

収支計算の手引

(農業所得のある方用)

この「収支計算の手引」は、農業を営む方（青色申告をされる方を除く。）が収支計算に基づき農業所得を計算できるようポイントを絞って作成したものです。

「収支計算の手引」の内容や農業所得について、お分かりにならない点等がありましたら、税務署又は税務課にご相談ください。

○消費税を含めた金額で経理（税込経理方式）することを前提として作成しています。

○令和2年12月1日現在の法令に基づいて作成しています。

はじめに

◎農業所得の計算は収支計算で

所得金額の計算は、収入金額から必要経費を差し引いて計算する収支計算が原則です。

収支計算では、必要経費を項目（科目）ごとに分類して計算することになりますので、日ごろから領収書等を項目（科目）ごとに区分して保存するとともに、帳簿等への記帳も心がけてください。帳簿等へ記帳することにより、決算（申告）時の計算がスムーズに行えるほか、必要経費の計上漏れ等を防ぐこともできます。

目 次

I 収入金額の計算

1	販売金額	1
2	家事消費・事業消費金額	1
3	雑収入	2
4	農産物の棚卸高	3

II 必要経費の計算

1	雇人費	4
2	小作料・賃借料	4
3	減価償却費	4
4	貸倒金	6
5	利子割引料	6
6	その他の経費	7

III 所得金額の計算

1	専従者控除前の所得金額	9
2	専従者控除	9
3	所得金額	9

IV 参考資料

1	減価償却資産の耐用年数	10
2	減価償却資産の償却率	12

I 収入金額の計算

1 販売金額

販売金額の計算は、次のとおりです。

$$\boxed{\text{その年中の現金及び振込み等の入金額}} - \boxed{\text{前年期末の未収金残高}} + \boxed{\text{本年期末の未収金残高}}$$

(注) 1 販売金額は消費税込みの金額とし、農協・市場手数料などの出荷経費を相殺する前の金額を計上します。相殺された手数料などの金額は、各々の経費科目に振り分け収支内訳書の各欄に計上します。

2 民間流通米の内金及び追加金は、入金となった年分の収入（販売）金額に含めます。

3 民間流通米の最終精算金は、精算が行われた年の雑収入に計上します。

《販売金額の計算例》

・本年分りんご販売金額（現金及び振込み入金）	650,000円
・前年期末の未収金残高（本年入金分）	150,000円
・本年期末の未収金残高（翌年入金分）	200,000円
⇒本年分販売金額	650,000円 - 150,000円 + 200,000円 = 700,000円

2 家事消費・事業消費金額

(1) 家事消費金額

収穫した農産物を家事のため消費したり、親族等に贈答した場合には、その都度、家事消費として収入金額に含めます。ただし、年末に、消費等した種類別に合計金額を見積もり、一括して計上することもできます。

(2) 事業消費金額

収穫した農産物を自己の生産のために消費した場合（米の種もみなど）や農地の賃借料・雇人費等として現金に代えて農産物を支給した場合には、その都度、事業消費として収入金額に含めるとともに同額を必要経費に算入します。ただし、年末に、消費等した種類別に合計金額を見積もり、一括して収入金額と必要経費に計上することもできます。

(3) 家事消費・事業消費金額の計算は、次のとおりです。

イ 農産物を販売している場合の計算

$$\boxed{\text{農産物の販売金額}} \div \boxed{\text{販売数量}} \times \boxed{\text{家事消費等の数量}}$$

(注) 家事（事業）消費金額の計算における販売金額は、農協・市場手数料、包装費用などの出荷経費を含まない農産物の価額（裸値）です。

販売金額に出荷経費が含まれている場合は次により計算します。

$$\boxed{\text{(農産物の販売金額 - 出荷経費)}} \div \boxed{\text{販売数量}} \times \boxed{\text{家事消費等の数量}}$$

《家事消費金額の計算例1》

・玄米販売金額	1,200,000円 (6,000 kg)	販売金額に含まれる出荷経費はない
・家事消費	240 kg	
⇒本年分自家消費金額	1,200,000円 ÷ 6,000 kg × 240 kg = 48,000円	

《家事消費金額の計算例2》

・りんご販売金額	700,000円 (2,600 kg)	販売金額に含まれる出荷経費 50,000円
・家事消費	100 kg	
⇒本年分自家消費金額	(700,000円 - 50,000円) ÷ 2,600 kg × 100 kg = 25,000円	

ロ 農産物を販売していない場合の計算

$$\boxed{\text{市場の平均価格や米の仮渡金価格などを参考にして求めた単価}} \times \boxed{\text{家事消費等の数量}}$$

3 雑収入

補助金等は、原則として交付を受ける日の属する年分の農業所得の雑収入に計上します。(補助金等の具体的な課税関係については、税務署、税務課又は補助金等の交付(支払い)機関等にお尋ねください。)

●次のような収入についても、農業所得の雑収入となります。

収入の内容	収入金額の計上時期
わら、もみ殻など副産物の販売収入	販売した日の収入金額
農作業受託手数料	引渡しを要するものは引渡しの日、引渡しを要しないものは仕事の完成した日の収入金額
民間流通米や加工用米の精算金	通知があった日の収入金額 (注)出荷経費を相殺する前の金額になります。
野菜や果樹共済などの農産物の受取共済金	被害を受けた農産物の収穫期の属する年
出荷奨励金、価格差補給金、野菜供給安定基金等の補助金等	交付を受ける日の属する年分の収入金額
農協・生産組合の事業分量分配金	通知があった日の収入金額

●次のような収入は、農業所得の雑所得となりません。

収入の内容	区分される所得等
農協等から受け取る出資配当金	配当所得の収入金額になります。
小作契約に基づく収入	不動産所得の収入金額になります。 ただし、委託契約による収入金額は農業所得の収入金額となります。
農業用資産の譲渡収入	譲渡所得の収入金額になります。
建物更正共済の満期共済金	一時所得の収入金額になります。
農業用固定資産の取得に伴い受け取る国庫補助金等	収入金額となりません。 ただし、減価償却費等の計算上、資産の所得価額から控除されます。(詳しくは税務署にお尋ねください。)
電柱の敷地料	不動産所得の収入金額になります。
生命共済や傷害共済など自己の身体の傷害に基因して受け取る共済金	課税されません。
火災・震災等による建物や機械の損壊に対して受け取る共済金	課税されません。 ただし、資産損失の計算上、資産の損失額から控除されます。 (詳しくは税務署にお尋ねください。)

4 農産物の棚卸高

12月31日現在で所有している農産物について実地に棚卸しを行い、その金額を計算します。ただし、「野菜等の生鮮な農産物」や「米麦等の穀物以外の農産物で棚卸数量がわずかなもの」については、棚卸しを省略しても差し支えありません。

農産物の棚卸高の計算は次のとおりです。

①期末の農産物の棚卸数量の把握

収穫した農産物で12月31日現在、販売されずに残っているものの数量を把握します。

②期末の農産物の棚卸金額の計算

$$\boxed{\text{農産物の販売金額}} \div \boxed{\text{販売数量}} \times \boxed{\text{期末在庫の数量}}$$

(注) 棚卸金額の計算における販売金額は、農協・市場手数料、包装費用などの出荷経費を含まない農産物の価額(裸値)です。

販売金額に出荷経費が含まれている場合は次により計算します。

$$\boxed{(\text{農産物の販売金額} - \text{出荷経費})} \div \boxed{\text{販売数量}} \times \boxed{\text{期末在庫の数量}}$$

≪農産物の棚卸高の計算例1≫

- ・玄米販売金額 1,200,000円(6,000kg) 販売金額に含まれる出荷経費はない
 - ・本年期末在庫 400kg
- ⇒本年分期末棚卸金額 $1,200,000 \text{円} \div 6,000 \text{kg} \times 400 \text{kg} = 80,000 \text{円}$

≪農産物の棚卸高の計算例2≫

- ・りんご販売金額 700,000円(2,600kg) 販売金額に含まれる出荷経費50,000円
 - ・本年期末在庫 400kg
- ⇒本年分期末棚卸金額 $(700,000 \text{円} - 50,000 \text{円}) \div 2,600 \text{kg} \times 400 \text{kg} = 100,000 \text{円}$

II 必要経費の計算

農業所得の計算上、収入金額から差し引くことができるのは、農業経営に関して支出した費用に限られ、食費や住居費などの生活費は必要経費になりません。

なお、租税公課や動力光熱費などは、農業部分と家事部分とに区分（按分）し、農業部分を必要経費として計上します。

1 雇人費

農産物の生産や販売のため、雇人へ支払う給与・賃金（現金に代えて農産物で支給したものを含む。）のほか、食事や被服などの現物で支給した場合の費用なども計上します。

（注）生計を一にする家族へ支払った給与・賃金は必要経費になりません。

専従者控除については8頁を参照してください。

2 小作料・賃借料

小作料、農業用の土地・建物の借用料、農具等の賃借料、ライスセンターや共同選果場の利用料金などの費用を計上します。

（注）生計を一にする家族へ支払った土地・建物の借用料は必要経費になりません。

3 減価償却費

農業用の建物、建物付属設備、構築物、車輛運搬具、農機具、農業用の牛馬・果樹（育成中の牛馬・果樹は除きます。）等のうち、1台、1個、1組又は1揃いの取得価額又は成熟価額が10万円以上で、その使用（収穫）可能期間が1年以上のものを減価償却資産といいます。主な減価償却資産の耐用年数等については、9～10頁を参照してください。

（1）減価償却資産の計算方法

減価償却資産の計算方法は、主なものとして「定額法」と「定率法」があり、原則として「定額法」により計算します。「定率法」での減価償却費の計算方法を選択する場合には、あらかじめ税務署へ「減価償却資産の償却方法の届出書」を提出する必要があります。

なお、取得した減価償却資産の取得時期が平成19年3月31日以前か平成19年4月1日以後かにより計算方法が異なりますのでご注意ください。

ここでは「定額法」による減価償却費の計算方法について記載していますので、「定率法」による減価償却費の計算を選択する場合は最寄りの税務署にお尋ねください。

●定額法による計算方法

平成19年3月31日以前に取得した場合	◎取得価格の5%に達するまでの期間 $(\text{取得価格} \times 90\%) \times \text{償却率} \times \frac{\text{使用月数}}{12} \times \text{事業専用割合}$ ◎取得価格の5%に達した年の翌年以降の期間 $(\text{取得価格} \times 5\% - 1 \text{円}) \div 5$
平成19年4月1日以後に取得した場合	$\text{取得価格} \times \text{償却率} \times \frac{\text{使用月数}}{12} \times \text{事業専用割合}$

※「償却率」は、11頁に記載しています。

※平成10年4月1日以後に取得した建物については、定率法及び旧定率法の選択はできません。

※平成20年度税制改正において、法定耐用年数が見直され平成21年分の所得税から適用されます。したがって、平成20年以前に取得した減価償却資産の計算についても新しい法定耐用年数により計算することになります。主な減価償却資産の耐用年数については、10～11頁を参照してください。

①平成19年3月31日以前に取得した減価償却費の計算

イ 平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産は、取得価額の5%（「償却可能限度額」といいます。）になるまで、次の「計算①」の算式で計算した金額を必要経費に算入します。

$$\text{計算①} \quad (\text{取得価格} \times 90\%) \times \text{償却率} \times \frac{\text{使用月数}}{12} \times \text{事業専用割合}$$

≪減価償却費の計算例（生物以外の減価償却費の場合）≫

- ・取得価格 1,000,000円
 - ・取得年月日 平成19年1月10日（使用月数は12か月）
 - ・耐用年数 10年（償却率0.100）
 - ・事業専用割合 100%
- ⇒減価償却費の額 $(1,000,000 \text{円} \times 90\%) \times 0.100 \times 12/12 \times 100\% = 90,000 \text{円}$

ロ 未償却残高が取得価格の5%相当額になった場合には、その翌年分以後5年間において、次の「計算②」の算式より計算した金額を減価償却費として償却を行い、1円まで償却します。

なお、未償却残高が取得価格の5%相当額になった後5年間において均等償却を行う場合は、摘要欄に「均等償却」と記載します。

$$\text{計算②} \quad (\text{取得価格} \times 5\% - 1 \text{円}) \div 5$$

≪減価償却費の計算例≫

- ・取得価格 1,000,000円（H20.12.31現在の未償却残高は50,000円）
 - ・取得年月日 平成10年4月1日（使用月数は12か月）
 - ・耐用年数 10年（償却率0.100）
 - ・事業専用割合 100%
- ⇒減価償却費の額 $(1,000,000 \text{円} \times 5\% - 1 \text{円}) \div 5 = 9,999.8 \text{円}$
H21～H24は10,000円 H25は9,999円

②平成19年4月1日以後に取得した減価償却費の計算

未償却残高が1円になるまで、次の「計算③」の算式で計算した金額を必要経費に算入します。

$$\text{計算③} \quad \text{取得価格} \times \text{償却率} \times \frac{\text{使用月数}}{12} \times \text{事業専用割合}$$

≪減価償却費の計算例≫

- ・取得価格 1,000,000円（H20.12.31現在の未償却残高は50,000円）
 - ・取得年月日 平成20年4月1日（使用月数は12か月）
 - ・耐用年数 10年（償却率0.100）
 - ・事業専用割合 100%
- ⇒減価償却費の額 $1,000,000 \text{円} \times 0.100 \times 12/12 \times 100\% = 100,000 \text{円}$

(2) 少額減価償却資産と一括償却資産

- 使用可能期間が1年未満か取得価格が10万円未満の減価償却資産
減価償却をしないで使用したときにその取得価格をそのまま必要経費に算入します。
- 取得価格が10万円以上20万円未満の減価償却資産
減価償却の計算をしないで一括償却資産として、その使用した年以後3年間の各年分において、取得価格の3分の1の金額を必要経費に算入することができます。この償却を行う場合には、3年の間に滅失、除却、譲渡等があっても、3分の1ずつ必要経費に算入することになり、除却損を計上することはできません。また、収支内訳書の減価償却費の計算の「減価償却資産の名称等」欄に「一括償却資産」と記載します。

(3) 中古資産を取得した場合の耐用年数

中古資産を取得した場合の耐用年数は、法定の耐用年数そのままではなく、取得後の使用可能年数を見積もって耐用年数とします。見積もりが困難な場合は、次の算式で計算した年数を耐用年数とします。

①法定耐用年数の全部を経過した資産

$$\text{法定耐用年数} \times 0.2$$

②法定耐用年数の一部を経過した資産

$$\text{法定耐用年数} - (\text{経過年数} \times 0.8)$$

《中古資産を取得した場合の耐用年数の計算例》

- ・経過年数 26 か月
- ・法定耐用年数 6 年

⇒耐用年数 72 か月 - (26 か月 × 0.8) = 51.2 か月 ⇒ 4.26 年 ⇒ 4 年

※計算した年数が2年未満となる場合は2年とし、計算した年数に1年未満の端数があるときは切り捨てます。

(4) 非業務用資産を事業の用に供した場合の減価償却費の計算

次の算式で計算した金額を未償却残高とし、その後の減価償却費の計算は、取得価格及び耐用年数については一般の場合と同様に行います。

$$\text{未償却残高} = \text{取得価格} - (\text{取得価格} \times 90\% \times \frac{\text{耐用年数の1.5倍の年数に}}{\text{応ずる旧定額法の償却率}} \times \text{経過年数})$$

《非業務用資産を事業の用に供した場合の計算例》

- ・取得価格 2,000,000 円
- ・経過年数 1 年
- ・法定耐用年数 6 年 (耐用年数9年の償却率0.111)

⇒未償却残高 2,000,000 円 - (2,000,000 円 × 90% × 0.111 × 1 年) = 1,800,200 円

※経過年数は、6か月以上の端数があるときは1年とし、6か月未満は切り捨てます。

[記載例 (収支内訳書2ページ)]

○減価償却の計算

減価償却資産の名称等 (繰延資産を含む)	面積 又は 数量	取得 (成期) 年月	① 取得価額 (償却保証額)	② 償却の基礎 になる金額	償却 方法	耐用 年数	③ 償却率 又は ④ 償却 期間	⑤ 本年分 の普通償却費 (③×③×⑤)	⑥ 特別 償却費	⑦ 本年分 の償却費合計 (⑤+⑥)	⑧ 事業専 用割合	⑨ 本年分の必要 経費算入額 (⑦×⑧)	⑩ 未償却残高 (期末残高)	摘要
金属造車庫	35㎡	年月 21・4	1,240,000 ()	1,240,000	定額	19	0.058 12 12	65,720	—	65,720	100	65,720	1,124,990	
軽トラック	1台	19・3	1,000,000 ()	900,000	旧定額	4	0.250 12 12	225,000	—	225,000	90	202,500	137,500	
耕うん機	1台	22・9	450,000 ()	450,000	定額	7	0.143 4 12	21,450	—	21,450	100	21,450	428,550	
一括償却資産	—	22・	180,000 ()	180,000	—	—	1/3 — 12	60,000	—	60,000	100	60,000	120,000	
自脱型コンバイン	1台	14・1	10,000,000 ()	500,000	—	—	— 12 12	100,000	—	100,000	100	100,000	200,000	均等償却
冷蔵庫	1基	16・3	300,000 ()	270,000	旧定額	7	0.142 12 12	30,030	—	30,030	100	30,030	15,000	
計								502,200	—	502,200	⑧	479,700	2,026,040	

4 貸倒金

取引先などの資力喪失のため回収不能となった場合の売掛金、未収入金など事業の遂行上生じた債権の貸倒れによる損失を計上します。

5 利子割引料

農業用資金の借入金利子や農業用資産の割賦買入による支払利子、受取手形の割引料などを記入します。

(注)元本の返済分は必要経費となりません。

6 その他の経費

農業所得に関する支出について、次の科目に振り分けて記入します。

(注) 以下の①～㉔の表示は「収支内訳書(農業所得用)」の「科目」欄の表示に対応しています。

① 租税公課

土地建物等の固定資産税、自動車税、農事組合費、生産組合費、印紙代など
(消費税の課税事業者の方は消費税(地方消費税)の納税額)

≪農業部分と家事部分の計算例≫

・固定資産税 農地 35,000 円、宅地 60,000 円(農業使用割合 30%)
・自動車税 39,500 円(農業使用割合 50%)
⇒本年分必要経費の金額 $35,000 \text{ 円} + (60,000 \text{ 円} \times 30\%) + (39,500 \text{ 円} \times 50\%)$
 $= 72,750 \text{ 円}$

㊦ 種苗費

種子、苗などの購入費

㊧ 素畜費

子牛、子豚、ひななどの取得費及び種付料

㊨ 肥料費

化学肥料や堆肥用わらなどの購入費

㊩ 飼料費

飼料の購入費

㊪ 農具費

使用可能期間が1年未満か取得価額が10万円未満の農具、機械、器具などの購入費

㊫ 農薬・衛生費

農薬の購入費、共同防除の負担金など

㊬ 諸材料費

ビニールシート代、果実の袋掛用袋代、わら、縄、支柱などの購入費

㊭ 修繕費

農機具、農業用の建物・車両などの修理に要した費用

㊮ 動力光熱費

農業用に供した水道料、電気料、灯油やガソリン代などの燃料費

㊯ 作業用衣料費

作業服代、長靴、手袋代などの購入費

㊰ 農業共済掛金

水稲・果樹・家畜などの共済掛金、農業用の建物・車両に対する保険料

(注) 建物更生共済や長期火災保険の満期返戻金の支払に充てられる積立保険料の部分を除きます。

㊱ 荷造運賃手数料

農産物等の販売に要した市場手数料、運送

㊲ 土地改良費

土地改良区、水利組合の負担金のうち維持管理費の部分

㊳ 雑費

研修費、事務用品の購入費、電話代、切手代など上記に分類できない経費

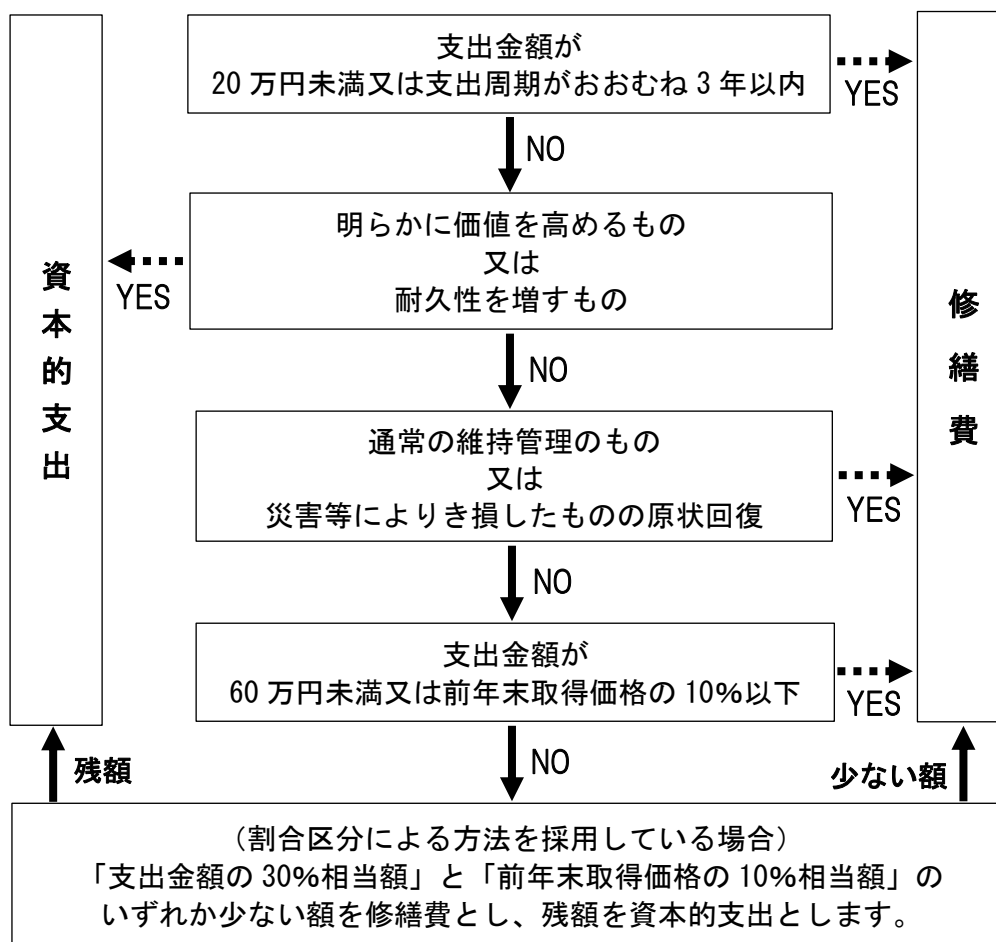
◎修繕費と資本的支出

建物、器具及び備品などの修繕に要した費用は、その修繕の内容によって、必要経費に算入される「修繕費」と減価償却資産の取得価格とする「資本的支出」に区分されます。

●「修繕費」と「資本的支出」の区分と処理方法

区分	分類基準	処理方法
資本的支出	使用可能期間の延長又は価値の増加をもたらす支出	支出を行った金額を取得価格として、種類及び耐用年数を同じくする新たな減価償却資産を取得したものとして計上します。
修繕費	通常の維持管理、原状回復のための支出	支出分の必要経費に算入します。

●「修繕費」と「資本的支出」の判定のフローチャート



※前年末取得価格とは、その減価償却資産の当初の取得価格に、前年末までにした資本的支出を加算し、その資産について一部除却があった時はその除却部分について減算した金額をいいます。

Ⅲ 所得金額の計算

1 専従者控除前の所得金額

収入金額の合計額から必要経費の合計額を差し引いた金額が、専従者控除前の所得金額となります。

2 専従者控除

一般的に生計を一にしている家族へ支払った給与・賃金は原則として必要経費になりませんが、生計を一にしている配偶者やその他の15歳以上の親族が本年中に6か月を超える期間、事業に専ら従事している場合、その事業に従事している親族(事業専従者)1人につき、次の①と②のいずれか少ない方の金額を必要経費にすることができます。

① 500,000円(その事業専従者が配偶者の場合は860,000円)

② 収支内訳書の⑮の金額÷(事業専従者数+1)

(注) 農業のほか、不動産貸付業、山林業も併せて営んでいる場合の控除額については、税務署にお尋ねください。

3 所得金額

専従者控除前の所得金額から専従者控除の金額を差し引いた金額があなたの1年間の農業所得の金額となります。

IV 参考資料

主な減価償却資産の耐用年数及び償却率（「定額法」によるもの）及び耐用年数は下の表のとおりです。下の表に掲載されていない場合や、どれに該当するか判断できない場合など、ご不明な点等がありましたら税務署にお尋ねください。

1 減価償却資産の耐用年数

○建物

構造又は用途	細目	耐用年数	構造又は用途	細目	耐用年数	
鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄筋コンクリート造	住宅用	47年	金属造	骨格材の肉厚（4mmを超えるもの）	店舗用、住宅用	34年
	店舗用	39年			車庫用、格納庫用	31年
	車庫用、格納庫用	38年			作業場用、倉庫用	31年
	木造・合成樹脂造のもの	店舗用、住宅用		22年	"（3mmを超え4mm以下）	店舗用、住宅用
車庫用、格納庫用		17年		車庫用、格納庫用		25年
作業場用、倉庫用		15年		作業場用、倉庫用		24年
木骨モルタル造のもの	店舗用、住宅用	20年		"（3mm以下）	店舗用、住宅用	19年
	車庫用、格納庫用	15年			車庫用、格納庫用	19年
	作業場用、倉庫用	14年			作業場用、倉庫用	17年
れんが造・石造・ブロック造のもの	店舗用、住宅用	38年	簡易建物	木製主要柱が10cm角以下で、土居ぶき、杉皮ぶき、ルーフィングぶき又はトタンぶきのもの	10年	
	車庫用、格納庫用	34年				
	作業場用、倉庫用	34年				
				掘立造及び仮設	7年	

○構築物

構造又は用途	細目		耐用年数
農林業のもの	主としてコンクリート造、れんが造、石造またはブロック造の構築物	果樹又はホップ棚	14年
		その他のもの 例) えん堤、ひ門、用水路、貯水槽、あぜなど	17年
	主として金属造の構築物 例) 斜降索道設備、農用井戸、かん水用又は散水用配管など		14年
	主として木造の構築物 例) 果樹又はホップ棚、斜降索道設備、稲架など		5年
	土管を主とした構築物 例) 暗さよ、農用井戸、かんがい用配管など		10年
その他の構築物 例) 薬剤散布用又はかんがい用塩化ビニール配管など		8年	

○車両及び運搬具他

構造又は用途	細目		耐用年数	細目		耐用年数
特殊自動車、運送事業用等以外のもの	自動車（二輪車又は三輪自動車を除く。）	小型車（総排気量が0.66ℓ以下のものをいう。）	4年	フォークリフト		4年
		貨物自動車		ダンプ式のもの	トロッコ	
			その他のもの	5年		その他のもの
	その他のもの		6年	その他のもの	自走能力を有するもの	7年
	二輪自動車又は三輪自動車		3年		その他のもの	4年
	自転車		2年		リヤカー	4年

○器具及び備品

構造又は用途	細 目		耐用年数
事務機器及び通信機器	電子計算機	パーソナルコンピュータ（サーバ用のものを除く）	4年
		その他	5年

○機械及び装置

構造又は用途	細 目	耐用年数
農業用設備	例) 電動機、乗用トラクター、コンバイン、田植機、脱穀乾燥機、もみすり機など	7年
林業用設備		5年

○生物

構造又は用途	細 目	耐用年数	構造又は用途	細 目	耐用年数
牛	繁殖用	役肉用牛	ぶどう樹	温室ぶどう	12年
		乳用牛		その他	15年
	種付用	4年	梨 樹		26年
	その他用	6年	桃 樹		15年
豚		3年	桜桃樹		21年
綿羊及びやぎ	種付用	4年	くり樹		25年
	その他用	6年	梅 樹		25年
りんご樹	わい化	20年	柿 樹		36年
	その他	29年	キウイフルーツ樹		22年
桑樹	立て通し	18年	ブルーベリー樹		25年
	根刈り、中刈り、高刈り	9年	ホップ		9年

2 減価償却資産の償却率

○減価償却資産の償却率（定額法）

耐用年数	償却率		耐用年数	償却率	
	平成 19 年 3 月 31 日以前取得	平成 19 年 4 月 1 日以後取得		平成 19 年 3 月 31 日以前取得	平成 19 年 4 月 1 日以後取得
1	—	—	26	0.039	0.039
2	0.500	0.500	27	0.037	0.038
3	0.333	0.334	28	0.036	0.036
4	0.250	0.250	29	0.035	0.035
5	0.200	0.200	30	0.034	0.034
6	0.166	0.167	31	0.033	0.033
7	0.142	0.143	32	0.032	0.032
8	0.125	0.125	33	0.031	0.031
9	0.111	0.112	34	0.030	0.030
10	0.100	0.100	35	0.029	0.029
11	0.090	0.091	36	0.028	0.028
12	0.083	0.084	37	0.027	0.028
13	0.076	0.077	38	0.027	0.027
14	0.071	0.072	39	0.026	0.026
15	0.066	0.067	40	0.025	0.025
16	0.062	0.063	41	0.025	0.025
17	0.058	0.059	42	0.024	0.024
18	0.055	0.056	43	0.024	0.024
19	0.052	0.053	44	0.023	0.023
20	0.050	0.050	45	0.023	0.023
21	0.048	0.048	46	0.022	0.022
22	0.046	0.046	47	0.022	0.022
23	0.044	0.044	48	0.021	0.021
24	0.042	0.042	49	0.021	0.021
25	0.040	0.040	50	0.020	0.020

【問い合わせ先】

安曇野市役所税務課 電話（0263）72-3111
 松本税務署 電話（0263）32-2790